

資料番号	2
------	---

令和6年10月18日 課名 総務局税務課 担当者 課長 横田 電話 082-513-2319	令和6年10月18日 課名 商工労働局観光課 担当者 課長 石濱 電話 082-555-2010
---	---

広島県新たな観光振興財源・宿泊税の導入に関する説明資料（案）について

1 要旨

4月の宿泊税検討の再開後、県議会や市町、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者の意見・提案を反映した説明資料案とともに、8月常任委員会資料との変更箇所について説明する。

2 8月常任委員会資料からの変更箇所

目次	R6.8常任委員会資料	現案
1 広島県における観光の目指す姿	「目指す姿」と、「目標」の8,000億円のみを記載	【P1】 ひろしまチャレンジビジョンで示す「目指す姿」の具体的なイメージを追記
2 広島県における観光の現状と課題	主要指標や人流データ、県内の周遊状況等から判明した「本県の現状と課題」について記載	【P7】 満足度調査の詳細を追記し、旅行者にとっての課題を抽出
3 現状と課題を踏まえた、今後の広島県の観光振興施策	「宿泊税による新たな取組例・拡充する取組例」を一例として記載	【P12～14】 次を追記し、「2の現状と課題」での整理を踏まえた財源の必要性や用途の基本的な考え方などを説明 (1) 新たな財源を導入する必要性 (2) 新たな財源を活用した用途の基本的な考え方 (3) 新たな財源の充当事業と既存事業の区分について (4) 新たな財源を活用した施策の方向性
4 社会情勢と財源確保のあり方・方法	財源確保のあり方として宿泊税が適当である旨を記載	(変更なし)
5 税制度の概要について	免税点：(調整中)	【P20】 次のとおり、免税点の金額を明記 免税点：5千円未満（消費税抜き・素泊まり料金）
	特別徴収義務者の負担軽減 ①報償金制度の創設のみ記載	【P20】 次を追記し、特別徴収義務者の負担軽減措置を拡大 ②システム改修経費に対する支援制度の創設 ③申告納入の特例措置の創設
6 県内市町への支援に対する考え方について	交付金等の創設のみ記載	【P21】 配分の考え方や算定要素等を追記
7 制度設計及び用途に関する留意点について	(記載なし)	【P22】 運用に関する留意点を追記し、用途の見える化や定期的な制度見直しの必要性等について明記
【参考資料】	(記載なし)	【P23～25、P28～31】 宿泊事業者アンケート結果等

3 今後の対応

納税義務者として想定している全国の旅行者等に対し、本県の案をお示しし、広く意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに、引き続き、関係者の意見等も踏まえながら、検討を行う。